

報道発表資料
平成29年6月15日
盛岡地方気象台

新たな指標を導入した岩手県の大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び
洪水警報・洪水注意報の運用開始について

盛岡地方気象台では、平成29年7月4日(火)13時から、大雨警報(浸水害)・大雨注意報の発表基準に、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを把握するための新たな指標(表面雨量指数)を導入するとともに、洪水警報・洪水注意報の発表基準に用いている洪水害発生危険度の高まりを把握するための指標である流域雨量指数を精緻化し、運用を開始します。

なお、新たな大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準は、運用開始日時に合わせて、以下気象庁ホームページで公開します。

警報・注意報発表基準一覧表(岩手県)

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/iwate.html>

また、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の影響を考慮し、一部の市町村では大雨警報(浸水害)・大雨注意報、洪水警報・洪水注意報の発表基準(雨量基準、流域雨量指数基準)について、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用しています。この暫定基準を設けた運用は発表基準変更後も継続します※。

※流域雨量指数基準については、「通常基準に対する暫定基準の割合」(以下「暫定割合」という)は7割で変更ありません。新たに導入する表面雨量指数基準については、現在の雨量基準で暫定割合(8割)に相当する7割とします。

本件は、気象庁報道発表資料「雨による災害発生危険度の高まりを評価する技術を活用した大雨・洪水警報や大雨特別警報の改善、及び危険度分布の提供について」(平成29年4月28日)に関連するものです。詳細については、以下気象庁ホームページをご覧ください。

報道発表資料(平成29年4月28日)

<http://www.jma.go.jp/jma/press/1704/28b/20170428riskmap.html>

【本件に関する問い合わせ先】
盛岡地方気象台(電話019-622-7870)